

伊丹市の給与・定員管理等について（平成31年度（2019年度））

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (31年3月31日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費比率 B/A	(参考) 29年度の人件 費比率
平成30年度	人 202,994	千円 69,962,067	千円 805,473	千円 12,072,004	% 17.3%	% 17.3

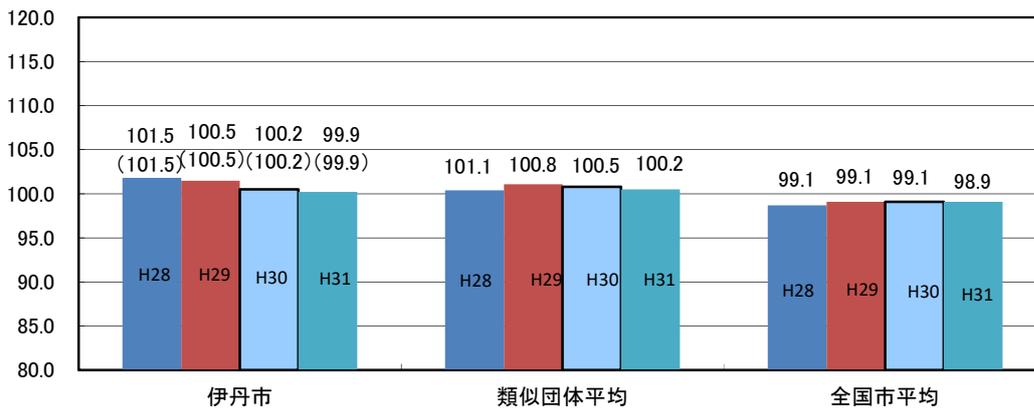
- (注) 1. 普通会計とは、地方財政決算統計上における会計区分で公営企業会計と事業会計以外の全ての会計をいいます。
2. 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり平均 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
平成30年度	人 1,273(3)	千円 4,620,551	千円 1,741,196	千円 2,039,711	千円 8,401,458	千円 6,584

- (注) 1. 職員手当に退職手当は含みません。
2. 職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。
3. 「職員数 A」欄の()人数は再任用短時間勤務職員数（外数）です。
4. 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員は含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（毎年4月1日時点）



- (注) 1. ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2. ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数のことです。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）/（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出します。）
3. 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
※30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

長期間（昭和50年度から56年度まで）の一般行政職の採用停止による特異な年齢構成、また、団塊の世代の大量退職に伴う若手管理職の登用、学歴によらない能力と実績に基づく昇任管理がラスパイレス指数が100を超える要因となっています。
平成27年4月1日実施の給与制度の総合的見直しにおいて、一般行政職の給料表を一律4%引き下げており、徐々に改善効果が現れてきています。

(参考) 平成31年度における伊丹市の類似団体32市 (類型IV-3)

都道府県	団体名	都道府県	団体名	都道府県	団体名	都道府県	団体名
北海道	釧路市	千葉県	野田市	東京都	町田市	三重県	津市
北海道	苫小牧市	千葉県	佐倉市	東京都	小平市	京都府	宇治市
埼玉県	狭山市	千葉県	習志野市	東京都	日野市	大阪府	和泉市
埼玉県	上尾市	千葉県	流山市	東京都	東村山市	兵庫県	伊丹市
埼玉県	新座市	千葉県	八千代市	東京都	西東京市	兵庫県	川西市
埼玉県	久喜市	千葉県	浦安市	神奈川県	鎌倉市	山口県	宇部市
千葉県	市川市	東京都	立川市	神奈川県	藤沢市	山口県	山口市
千葉県	松戸市	東京都	府中市	神奈川県	秦野市	徳島県	徳島市

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容 (平均引下げ率、実施 (実施予定) 時期、経過措置の有無等具体的な内容)

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容等を踏まえ、一律4%引き下げ。激変緩和のため、3年間 (平成30年3月31日まで) の経過措置 (現給保障) を実施。
 教育職給料表 (一) については、兵庫県の改定に準じ平均2%引下げ。その他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施 (医療職給料表 (一) 除く)。

②地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準と同じ。
 (実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成28年4月1日から10%を支給。
 (参考)

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度以降の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	6%	7%	9%	10%
伊丹市の支給割合	6%	7%	9%	10%

2 職員の平均給料月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
伊丹市	41.5 歳	317,143 円	424,049 円	382,526 円
兵庫県(H31.4)	44.3 歳	336,400 円	429,399 円	390,581 円
国	43.4 歳	329,433 円	411,123 円	-
類似団体(H31.4)	41.5 歳	316,769 円	428,974 円	377,511 円

(注) 1. 一般行政職の職員とは、税務職、福祉職と企業職を除く事務・技術職員です。

2. 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

3. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

4. 以下④まで同じです。

②技能労務職

ア 公務員

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額(国比較ベース)
伊丹市	49.6 歳	21 人	331,610 円	378,065 円	377,751 円
うち清掃職員	-	-	-	-	-
うち学校給食員	-	-	-	-	-
うち用務員	48.9 歳	12 人	334,425 円	383,099 円	382,726 円
兵庫県(H31.4)	55.4 歳	427 人	336,000 円	401,593 円	370,323 円
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	329,380 円	-
類似団体(H31.4)	50.5 歳	111 人	331,434 円	408,349 円	375,887 円

イ 民間

対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	年収ベース(試算値)の比較		
				公務員(C)	民間(D)	C/D
廃棄物処理業	45.9 歳	296,600 円	-	-	4,102,900 円	-
調理士	43.1 歳	250,300 円	-	-	3,348,600 円	-
用務員	55.6 歳	211,600 円	1.81	6,105,444 円	2,883,400 円	2.12

(注) 1. 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(平成27年～29年の3か年全国平均数値)。

2. 民間職種との比較にあたっては、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

3. 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③高等学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
伊丹市	43.9 歳	325,306 円	431,112 円
兵庫県(H31.4)	45.1 歳	376,900 円	449,846 円
類似団体(H31.4)	42.7 歳	367,754 円	452,160 円

④幼稚園教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
伊丹市	38.0 歳	326,879 円	379,444 円
類似団体(H31.4)	40.8 歳	323,192 円	386,042 円

(2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区分		伊丹市	兵庫県(H31.4)	国
一般行政職	大学卒	188,000 円	187,200 円	180,700 円
	高校卒	156,100 円	153,000 円	148,600 円
技能労務職	高校卒	144,000 円	149,600 円	146,000 円
高等学校教育職	大学卒	212,400 円	209,100 円	—
	短大卒	186,700 円	—	—
幼稚園教育職	大学卒	198,500 円	209,100 円	—
	短大卒	174,800 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成31年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	267,315 円	366,160 円	402,467 円	420,300 円
	高校卒	227,800 円	323,100 円	330,353 円	372,417 円
技能労務職	高校卒	—	—	317,700 円	—
高等学校教育職	大学卒	320,874 円	396,448 円	—	437,320 円
	短大卒	—	—	—	—
幼稚園教育職	大学卒	298,272 円	399,884 円	—	—
	短大卒	—	298,224 円	—	422,900 円

(注) 経験年数とは、新卒で採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

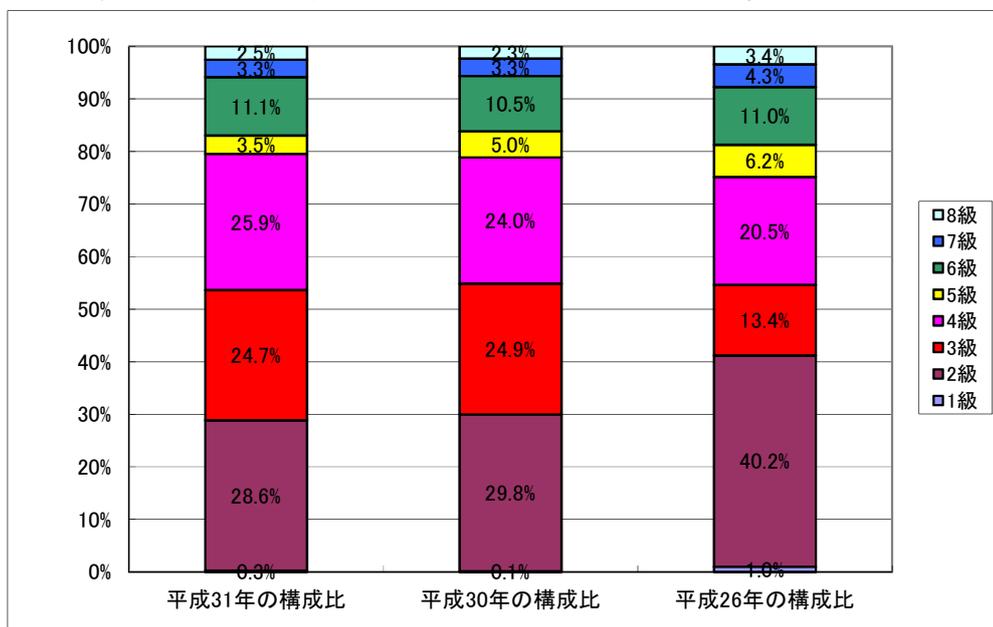
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

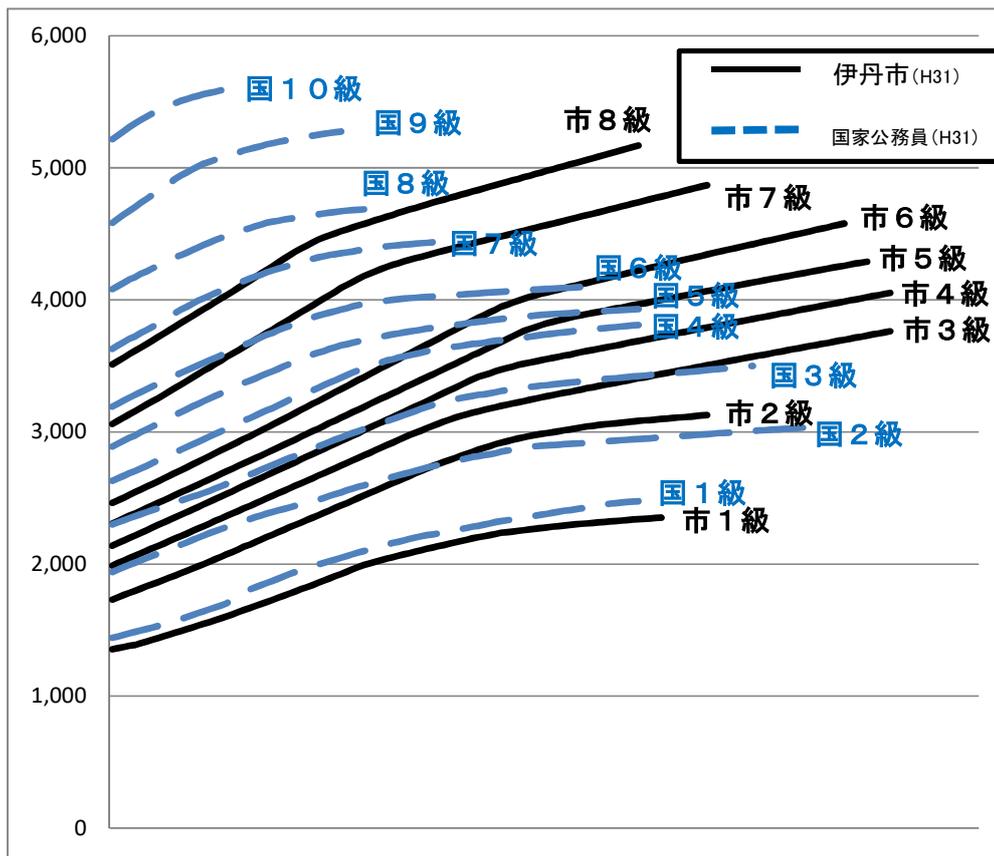
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	部長・参事	19 人	2.5%	351,100円	516,900円
7級	次長・副参事	25 人	3.0%	306,000円	486,800円
6級	課長・主幹	83 人	10.5%	246,300円	457,800円
5級	副主幹	26 人	5.0%	230,600円	428,900円
4級	主査	194 人	23.2%	213,800円	405,300円
3級	主任	185 人	22.1%	198,800円	376,200円
2級	事務職員・技術職員	214 人	33.2%	173,100円	312,800円
1級		2 人	0.5%	135,400円	235,100円
計		748 人	100.0%	-	-

(注) 1. 給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（伊丹市）

平成31年4月2日から令和2年4月1日までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

伊丹市	兵庫県	国
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,626 千円	1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,877 千円	—
(平成30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算 5～20 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算 5～20 % 管理職加算10～25 %

(注) 1. 支給割合下段()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（伊丹市）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

伊丹市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			・定年前早期退職特別措置（3～45%加算）		
1人当たり平均支給額 （自己都合）（勸奨・定年）			1人当たり平均支給額		
552 千円 22,551 千円			—		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した全職種の職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度）		518,150 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度）		380,993 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
市内全域	10 %	全職員	10 %
地域手当補正後ラスパイレス指数（平成31年4月1日現在）		99.9	
（ラスパイレス指数）		(99.9)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率により算出。）

(4) 特殊勤務手当 (平成31年4月1日現在)

支給実績 (30年度)		29,755 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度)		71,699 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (30年度)		30.5%		
手当の種類 (手当数)		17		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給単価
税賦課徴収事務従事手当	市税の課税、徴収、評価、差押え及びこれに相当する事務のために外勤した職員	市税の課税、徴収、評価、差押え及びこれに相当する事務のための外勤	2千円	日額200円
ケースワーク業務従事手当	社会福祉業務の現業を行う職員 (社会福祉施設現業従事手当の支給を受ける職員を除く。)	社会福祉業務の現業のため外勤又は面談を行ったもの	298千円	日額250円
社会福祉施設現業従事手当	知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設又は保育所に勤務する職員	社会福祉業務の現業を行ったもの	4,481 千円	日額150円
行旅病死 人救護手当	行旅病人及行旅死亡人取扱法 (明治32年法律第93号) に基づく行旅病死人の収容に従事した職員	行旅病死人の収容	2千円	1回1,300円
衛生作業 従事手当	ごみ若しくはし尿の収集作業、下水路の清掃作業、下水道若しくは昆虫そ族等の防疫作業又はし尿浄化槽の立入検査業務に従事した職員	ごみ若しくはし尿の収集作業、下水路の清掃作業、下水道若しくは昆虫そ族等の防疫作業又はし尿浄化槽の立入検査業務	1,396 千円	日額600円 ただし、あらかじめ所属長から指定を受けた作業員が、職務命令により清掃車両の運転及び操作業務に従事した場合は、日額300円を加給する。
死獣処理 従事手当	犬、猫等の死体処理作業に従事した職員	犬、猫等の死体処理作業	7千円	1死体につき300円
火葬業務 従事手当	斎場に勤務する職員	火葬業務	—	日額300円
公害対策 業務従事 手当	公害対策に係る検査、測定、分析に従事した職員	公害対策に係る検査、測定、分析	34千円	日額200円
用地交渉 業務従事 手当	用地買収又は移転補償の交渉に従事した職員	所有権移転のため、その権利に直接介入して、相手方の承諾を取りつけるための交渉 (面接によるものに限るものとし、連絡、登記または測量のための訪問その他の事務処理のための面談、訪問を除く。)	1千円	日額200円

災害対策業務従事手当	正規の勤務時間外に防災、水防指令等に基づいて出勤し、災害対策に係る業務に従事した職員（教職員特殊業務手当の支給を受ける職員を除く。）	正規の勤務時間外に防災、水防指令等に基づいて出勤して行う災害対策業務	2,712 千円	勤務1時間につき200円 ただし、正規の勤務時間に引き続かず、呼出しを受けた場合は、1回につき1,000円を加給する。
	前欄に規定する業務に従事した職員のうち、屋外の危険作業に従事した職員（正規の勤務時間を含む。）	屋外の危険作業	939千円	勤務1時間につき200円 （前欄本文で定める額に加給する。）
出勤手当	消火、救急、救助その他災害により出勤し、現場作業に従事した職員	消火、救急、救助その他災害により出勤して行う現場作業	7,832 千円	1回250円
	救急救命士法（平成30年法律第36号）第44条第1項の厚生労働省令で定める救急救命処置を行った職員	救急救命士法（平成30年法律第36号）第44条第1項の厚生労働省令で定める救急救命処置を行った職員	30千円	1回510円
緊急特殊車両操作手当	緊急自動車（消防用又は救急用のものに限る。）の運転業務に従事した職員	緊急自動車（消防用又は救急用のものに限る。）の運転業務	974千円	大型自動車又は中型自動車の運転業務に従事した場合 日額150円 普通自動車の運転業務に従事した場合 日額120円
感染症対策業務従事手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに市長がこれらに相当すると認める感染症の病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに市長がこれらに相当すると認める感染症の病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件の処理作業	—	1回300円
高所作業手当	地上10メートル以上の高所における不安定な箇所での作業に従事した職員	地上10メートル以上の高所における不安定な箇所での作業	6千円	1. 災害時において、地上10メートル以上30メートル未満の箇所で行われる業務に従事した場合 1回につき240円 2. 災害時において、地上30メートル以上の箇所で行われる業務に従事した場合 1回につき320円 3. 訓練時において、地上10メートル以上30メートル未満の箇所で行われる業務に従事した場合 1回につき160円 4. 訓練時において、地上30メートル以上の箇所で行われる業務に従事した場合 1回につき240円
潜水作業手当	潜水器具を装着して潜水作業に従事した職員	潜水器具を装着して行う潜水作業	6千円	災害の場合 1回につき280円
				訓練の場合 1回につき210円

<p>教職員特殊業務手当</p>	<p>市立学校（幼稚園を除く）の教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師又は実習助手</p>	<p>心身に著しい負担を与えるものとして定める以下の業務 (1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの ア 非常時、災害時における生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 イ 非常災害（災害救助法第2条に規定する災害であつて、被災者の救、避難所の設定状況等からみて極めて重大であるとして教育委員会が指定するものに限る。）時における学校に設置された避難所の運営等の救助の業務 ウ 生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 エ 生徒に対する緊急の補導業務 (2) 修学旅行、林間、臨海学校等（学校が計画実施するものに限る。）において、生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの (3) 伊丹市教育委員会が定める対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日（以下「週休日等」という。）に行うもの (4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における生徒に対する指導業務で週休日等又は分限条例第5条に規定する半日勤務時間を割り振られた日に行うもの（前号に該当する業務を除く。） (5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等又は分限条例第5条に規定する半日勤務時間を割り振られた日に行うもの</p>	<p>6,143 千円</p>	<p>1日につき 左欄（1）アの業務 8,000円（当該業務のうち教育委員会が定めるものに従事した場合にあつては、4,000円） 左欄（1）イの業務 当該業務に従事した行政職の職員との均衡を考慮し、教育委員会が定める額 (1)ウ及びエの業務 7,500円 左欄（2）及び(3)の業務 5,100円 左欄（4）の業務 3,600円 左欄（5）の業務 900円</p>
<p>教育業務連絡調整手当</p>	<p>伊丹市立伊丹高等学校の教諭で困難な職務として右欄で定めるものを担当するもので、当該担当する業務についての連絡調整及び指導助言に当たつたもの</p>	<p>市立高等学校の管理運営に関する規則（昭和35年伊丹市教育委員会規則第48号）の規定により置かれる主任で、次の各号に掲げるもの。 (1) 教務主任 (2) 学年主任 (3) 生徒指導主任 (4) 進路指導主任 (5) 学科長</p>	<p>195千円</p>	<p>日額200円</p>

(5) 時間外勤務手当

支給実績(30年度)	538,677 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度)	602 千円
支給実績(29年度)	344,465 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度)	530 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成30年度)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度)
扶養手当	配偶者	6,500円	同	—	161,263 千円	257,197 円
	子	10,000円				
	その他の扶養親族	6,500円				
	16歳の年度初めから22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算					
住居手当	借家	家賃月額12,000円を超える者に支給(最高28,000円)	異	1,000円を加算	123,094 千円	138,152 円
	持家	2,000円(令和2年3月31日廃止)		2,000円を加算		
通勤手当	交通機関 定期代相当分(限度額 月55,000円)		同	—	95,670 千円	91,375 円
	交通用具					
	2 km以上 5 km未満	2,000 円				
	60 km以上(最高区分)	31,600 円				
管理職手当	企業管理者	132,000 円	異	区分及び金額	207,141 千円	1,131,917 円
	部長級	100,000 円				
	次長級	80,000 円				
	課長級	71,000 円				

管理職員 特別勤務 手当	下記の職員が勤務を要しない日等に臨時又は緊急の必要により週休日等に3時間を超える勤務した場合、勤務1回につき支給 (1回の勤務が6時間を超える場合は、以下の額に100分の150を乗じて得た額)				
	理事級 12,000 円	同	—	11,610 千円	387,000 円
	部長級 10,000 円				
	次長級 8,000 円				
	課長級 6,000 円				
	副主幹級 (消防局のみ) 4,000 円				
下記の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合					
理事級 6,000 円	同	—	448 千円	6,788円	
部長級 5,000 円					
次長級 4,000 円					
課長級 3,000 円					
副主幹級 (消防局のみ) 2,000 円					
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して1時間当たりの給与額の25/100を支給	同	—	15,636 千円	102,864 円
義務教育等教員特別手当	校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師および実習助手ならびに指導主事職務の級および号給に応じて2,000～8,200円		—	3,118 千円	64,956 円

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区分		給料月額等	(参考)類似団体における最高額/最低額 (H31.4)	
給料	市長	953,120 円 (1,036,000 円)	1,130,000円/792,000円	
	副市長	822,720 円 (857,000 円)	930,000円/675,800円	
報酬	議長	720,000 円	724,000円/463,000円	
	副議長	646,000 円	660,000円/420,000円	
	議員	584,000 円	606,000円/400,000円	
期末手当	市長 副市長	年間3.35 月分 (6月期 1.675月分 12月期 1.675月)		
	議長 副議長 議員			
退職手当		算定方式	1期の手当額	支給時期
	市長	給料月額×在職月数×0.4	18,299,904 円	任期ごと
	副市長	給料月額×在職月数×0.24	9,477,734 円	任期ごと

(注) 1. 市長、副市長には地域手当を支給しています。

2. ()内は、減額前の金額です。

3. 平成31年4月から令和2年3月まで市長は給料月額の8%、副市長は4%をそれぞれ減額しています。

4. 退職手当の「1期の手当額」は、1期（4年＝48月）務めた場合の見込額です。

6 職員数の状況

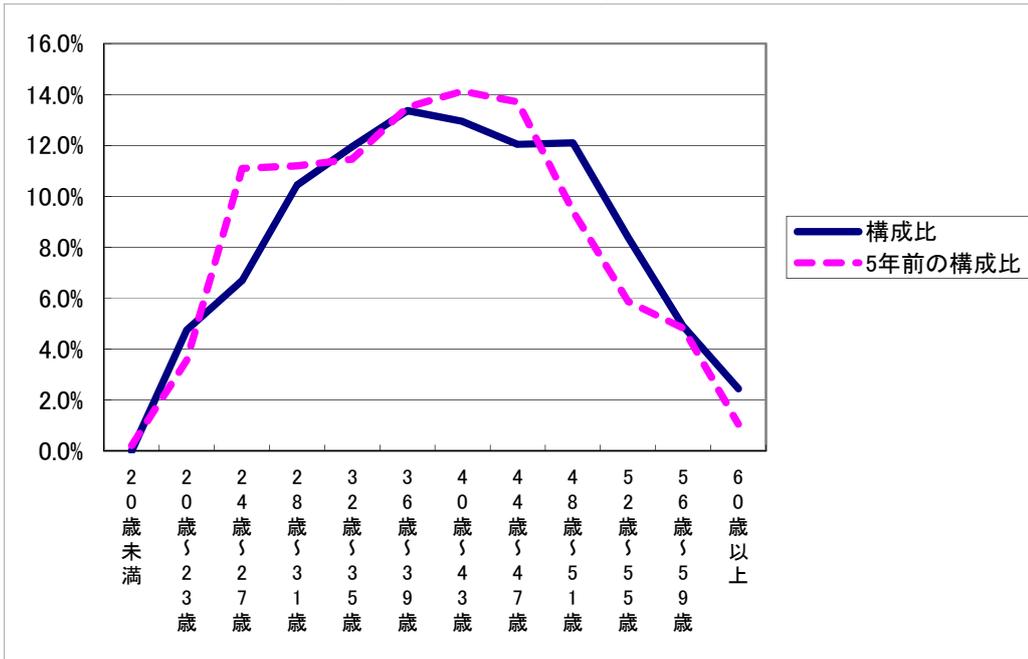
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

単位：人(各年4月1日現在)

		職員数		H31-H30
		平成31年	平成30年	対前年 増減数
一般行政部門	議会	10	10	0
	総務	256	243	13
	税務	51	51	0
	民生	323	302	21
	衛生	99	99	0
	労働	2	2	0
	農水	6	9	△ 3
	商工	12	10	2
	土木	118	116	2
	小計	877	842	35
特別行政部門	教育	225	228	△ 3
	消防	204	203	1
普通会計部門計		1,306	1,273	33
公営企業等会計部門		824	818	6
合 計		2,130 (2,442)	2,091 (2,442)	39

- (注) 1. 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、短時間再任用職員・臨時又は非常勤職員を除いています。
 2. ()内は条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	101	142	222	254	284	275	256	257	178	104	52	2,125
5年前の職員数	4	68	212	214	219	258	270	262	180	112	92	20	1,911

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	747	844	826	842	842	877	130 (17.4%)
教育	228	235	233	232	228	225	△3 (-1.3%)
消防	187	190	197	200	203	204	17 (9.1%)
普通会計計	1,162	1,269	1,256	1,274	1,273	1,306	144 (12.4%)
公営企業等会計計	750	793	760	766	818	824	74 (9.9%)
総合計	1,912	2,062	2,016	2,040	2,091	2,130	218 (11.4%)

7 公営企業職員の状況

(I) 交通事業

(1) 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 29年度の総費用に占める職 員給与費比率
30年度	千円 2,400,082	千円 6,968	千円 1,209,101	% 50.4%	% 54.1%

区 分	職員数	給 与 費				1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計	
30年度	人 160	千円 617,127	千円 310,712	千円 281,262	千円 1,209,101	千円 7,557

- (注) 1. 職員手当には、退職給与金を含みません。
2. 職員数は、平成31年3月31日現在の人数です。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊丹市交通事業	48.6 歳	372,975 円	637,516 円
市町村平均 (H31.4) (政令指定都市を除く)	47.5 歳	319,079 円	516,404 円

- (注) 1. 基本給は給料・地域手当・扶養手当の合算です。
2. 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(うちバス事業運転手)

区 分	公務員				民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)	民間の 類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	
伊丹市	48.7 歳	132 人	368,097 円	637,223 円	営業用バス 運転者	46.5 歳	438,100 円	145.5%
市町村平均 (H31.4) (政令指定都市を除く)	49.9 歳	46 人	316,176 円	527,001 円	—	—	—	—

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当（民間は年間賞与）等を含みます。

区 分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
伊丹市	7,646,676 円	5,257,200 円	145.5%

- (注) 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値です。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊丹市(交通事業)		伊丹市(公営企業以外)	
1人当たり平均支給額 (平成30年度) 1,758千円		1人当たり平均支給額 (平成30年度) 1,626千円	
30年度支給割合		30年度支給割合	
期末手当	勤勉手当	同左	
2.60月分	1.85月分		
(1.45)月分	(0.90)月分		
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5~20%		(加算措置の状況) 同左	

(注) ()内は、再任用職員の支給割合です。

イ 退職手当(平成31年4月1日現在)

伊丹市(交通事業)		伊丹市(公営企業以外)	
支給率 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2~20%加算)		同左	
1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 3,897千円 18,392千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した全職種の職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)		66,183千円	
支給対象職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)		413,639円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	10%	160人	10%

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		13,174 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		89,009 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）		92.50%		
手当の種類（手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給単価
監督手当	主任	乗務員及び整備手の指揮監督	165千円	月額 5,000円
中休手当	乗務員	中休勤務	10,188千円	1勤務 2,000円
年末年始の割増手当	乗務員	年末年始期間の勤務	2,821千円	1勤務 6,000円 (7時間45分)

オ 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	168,833 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	1,024 千円
支給実績（29年度決算）	165,728 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	924 千円

^(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他の扶養親族 6,500円 16歳の年度初めから22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同	—	32,801 千円	205,006 円
	借家 家賃月額12,000円を超える者に支給（最高28,000円）				
住居手当	持家 2,000円 (令和2年3月31日廃止)		2,000円を加算		

通勤手当	交通機関 定期代相当分(限度額 月55,000円) 交通用具 2 km以上 5 km未満 2,000 円 60 km以上 (最高区分) 31,600 円	同	—	5,729 千円	35,802 円
管理職手当	企業管理者 132,000 円 部長級 100,000 円 次長級 80,000 円 課長級 71,000 円	異	区分及び金額	9,311 千円	665,049 円
管理職員特別勤務手当	下記の職員が勤務を要しない日等に臨時又は緊急の必要により週休日等に3時間を超える勤務した場合、勤務1回につき支給 (1回の勤務が6時間を超える場合は100分の150を加算) 理事級 12,000 円 部長級 10,000 円 次長級 8,000 円 課長級 6,000 円 副主幹級 4,000 円	同	—	42 千円	7,000 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して1時間当たりの給与額の25/100を支給	同	—	4,453 千円	31,805 円
宿日直手当	正規の勤務時間外に本来の勤務に従事しないで行う宿日直勤務に対して支給	同	—	—	—

(II) 上水道事業

(1) 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 29年度の総費用に占める職 員給与費比率
30年度	千円 3,339,478	千円 370,141	千円 394,559	% 11.8%	% 10.8

区 分	職員数	給 与 費				1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計	
30年度	人 48	千円 172,334	千円 49,167	千円 74,507	千円 296,008	千円 6,167

- (注) 1. 職員手当には、退職給与金を含みません。
2. 職員数は、平成31年3月31日現在の人数です。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊丹市上水道事業	38.8 歳	340,346 円	523,678 円
市町村平均 (H31.4) (政令指定都市を除く)	44.3 歳	340,929 円	514,169 円

- (注) 1. 基本給は給料・地域手当・扶養手当の合算です。
2. 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊丹市上水道事業		伊丹市（公営企業以外）
1人当たり平均支給額 (平成30年度)		1人当たり平均支給額 (平成30年度)
1,552 千円		1,626 千円
30年度支給割合		30年度支給割合
期末手当	勤勉手当	同左
2.60 月分	1.85 月分	
(1.45) 月分	(0.90) 月分	
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置 5~20%		同左

- (注) ()内は、再任用職員の支給割合です。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

伊丹市上水道事業	伊丹市（公営企業以外）
支給率 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2～20%加算)	同左
1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 0 千円 20,976 千円	1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 552 千円 22,551 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した全職種の職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		18,845 千円	
支給対象職員1人当たり平均支給年額 （30年度決算）		392,612 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	10%	48 人	10%

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		212 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		14,163 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）		31.3%		
手当の種類（手当数）		8		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給単価
非常作業手当	給水確保のため水道施設等の緊急業務に従事した職員	正常な給水に影響を与える、緊急事態に対応するための復旧作業等に従事した場合	16千円	1件につき 250 円
運転手当	給水車（車両重量が2tを超えるものに限る。）の運転業務に従事した職員	給水車（2tに限る）の運転業務に従事した場合	5千円	日額 200 円
滞納集金等手当	滞納集金または、停水処分の業務に従事した職員	滞納集金、停水処分の業務に従事した場合	—	1件につき 60 円

衛生作業従事手当	下水路の清掃作業または下水道の防疫作業に従事した職員	下水路の清掃作業または下水道の防疫作業に従事した場合	2千円	日額 600 円 ただし、あらかじめ所属長から指定を受けた作業員が、職務命令により清掃車両の運転および操作業務に従事した場合は、日額300円を加給する。
緊急再出動手当	深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）に緊急出動した職員	深夜の勤務時間外に緊急呼出しを受けた場合	20千円	1回につき 1,680 円
	深夜以外の時間帯に緊急出動した職員	深夜以外の勤務時間外に緊急呼出しを受けた場合	52千円	1回につき 1,400 円
	深夜に再出動した職員	予め深夜の勤務時間外の決められた時間に出動した場合	32千円	1回につき 840 円
	深夜以外の時間帯に再出動した職員	予め深夜以外の勤務時間外の決められた時間に出動した場合	4千円	1回につき 700 円
危険物取扱手当	電気取扱主任者	法律により責任者の設置義務があり、浄水場、水源地の電気設備全体の管理業務及び重電気設備の日常点検やトラブルの対応業務	35千円	月額 1,500 円
	有機溶剤取扱業務に1日3時間以上従事した職員	有機溶剤を使用する水質検査、測定、分析等の業務に従事した場合	10千円	日額 200 円
災害対策業務従事手当	正規の勤務時間外に水防指令等に基づいて出動し、災害対策に係る業務に従事した職員	危険性、困難性を伴う災害等緊急時の業務に従事した場合	9千円	勤務1時間につき 200円ただし、正規の勤務時間に引き続き呼出しを受けた場合は、1回につき1,000円を加給する。
	前欄に規定する業務に従事する職員で屋外の危険作業に従事した職員（正規の勤務時間を含む）	危険性、困難性を伴う災害等緊急時の業務に従事した場合	10千円	勤務1時間につき 200円（前欄本文で定める額に加給する）
年末年始割増手当	年末年始の期間に勤務した職員	年末年始に勤務を要する業務に従事した場合	17千円	管理者が別に定める額

オ 時間外勤務手当

支給実績 (30年度決算)	7,208	千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	150	千円
支給実績 (29年度決算)	6,198	千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	135	千円

カ その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他の扶養親族 6,500円 16歳の年度初めから22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同	—	7,302 千円	270,447 円
住居手当	借家 家賃月額12,000円を超える者に支給 (最高28,000円)	異	1,000円を加算	3,893 千円	121,656 円
	持家 2,000円 (令和2年3月31日廃止)		2,000円を加算		
通勤手当	交通機関 定期代相当分(限度額 月55,000円) 交通用具 2 km以上 5 km未満 2,000 円 60 km以上 (最高区分) 31,600 円	同	—	3,687 千円	105,348 円
管理職手当	企業管理者 132,000 円 部長級 100,000 円 次長級 80,000 円 課長級 71,000 円	異	区分及び金額	7,926 千円	495,375 円

管理職員 特別勤務 手当	下記の職員が勤務を要しない日等に臨時又は緊急の必要により週休日等に3時間を超える勤務した場合、勤務1回につき支給 (1回の勤務が6時間を超える場合は、以下の額に100分の150を乗じて得た額)	同	—	93 千円	23,250 円
	理事級 12,000 円 部長級 10,000 円 次長級 8,000 円 課長級 6,000 円				
	下記の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合	同	—	—	—
	理事級 6,000 円 部長級 5,000 円 次長級 4,000 円 課長級 3,000 円				
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して1時間当たりの給与額の25/100を支給	同	—	—	—
宿日直手当	正規の勤務時間外に本来の勤務に従事しないで行う宿日直勤務に対して支給	同	—	—	—

(Ⅲ) 下水道事業

(1) 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 29年度の総費用に占める職 員給与費比率
平成30年度	千円 4,254,180	千円 454,478	千円 183,452	% 4.3%	% 4.5

区 分	職員数	給 与 費				1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計	
平成30年度	人 24	千円 84,862	千円 27,164	千円 34,713	千円 146,739	千円 6,114

- (注) 1. 職員手当には、退職給与金を含みません。
2. 職員数は、平成31年3月31日現在の人数です。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊丹市下水道事業	36.7 歳	332,660 円	505,711 円
市町村平均 (H31.4) (政令指定都市を除く)	43.0 歳	337,379 円	508,852 円

- (注) 1. 基本給は給料・地域手当・扶養手当の合算です。
2. 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊丹市下水道事業		伊丹市（公営企業以外）
市町村平均 (H31.4)		市町村平均 (H31.4)
1,446 千円		1,626 千円
30年度支給割合		30年度支給割合
期末手当	勤勉手当	同左
2.60 月分	1.85 月分	
(1.45) 月分	(0.90) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 5~20%		(加算措置の状況) 同左

- (注) ()内は、再任用職員の支給割合です。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

伊丹市下水道事業	伊丹市 (公営企業以外)
支給率 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2~20%加算)	同左 その他の加算措置 同左
1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 — —	1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 552 千円 22,551 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した全職種の職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成31年4月1日現在）

期末手当	9,054 千円		
支給対象職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)	377,237 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	10%	24 人	10%

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績 (30年度決算)	1,171 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)	195,218 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合 (30年度)	25.0%			
手当の種類 (手当数)	8			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給単価
非常作業手当	給水確保のため水道施設等の緊急業務に従事した職員	正常な給水に影響を与える、緊急事態に対応するための復旧作業等に従事した場合	9千円	1件につき 250円
運転手当	給水車（車両重量が2tを超えるものに限る。）の運転業務に従事した職員	給水車（2tに限る）の運転業務に従事した場合	3千円	日額 200円
滞納集金等手当	滞納集金または、停水処分の業務に従事した職員	滞納集金、停水処分の業務に従事した場合	—	1件につき 60円
衛生作業従事手当	下水路の清掃作業または下水道の防疫作業に従事した職員	下水路の清掃作業または下水道の防疫作業に従事した場合	1,121千円	日額 600 円 ただし、あらかじめ所属長から指定を受けた作業員が、職務命令により清掃車両の運転および操作業務に従事した場合は、日額300円を加給する。

緊急再出動手当	深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）に緊急出動した職員	深夜の勤務時間外に緊急呼出しを受けた場合	2千円	1回につき 1,680円
	深夜以外の時間帯に緊急出動した職員	深夜以外の勤務時間外に緊急呼出しを受けた場合	8千円	1回につき 1,400円
	深夜に再出動した職員	予め深夜の勤務時間外の決められた時間に出動した場合	3千円	1回につき 840円
	深夜以外の時間帯に再出動した職員	予め深夜以外の勤務時間外の決められた時間に出動した場合	—	1回につき 700円
危険物取扱手当	電気取扱主任者	法律により責任者の設置義務があり、浄水場、水源地の電気設備全体の管理業務及び重電気設備の日常点検やトラブルの対応業務	—	月額 1,500円
	有機溶剤取扱業務に1日3時間以上従事した職員	有機溶剤を使用する水質検査、測定、分析等の業務に従事した場合	—	日額 200円
災害対策業務従事手当	正規の勤務時間外に水防指令等に基づいて出動し、災害対策に係る業務に従事した職員	危険性、困難性を伴う災害等緊急時の業務に従事した場合	5千円	勤務1時間につき 200円ただし、正規の勤務時間に引き続き呼出しを受けた場合は、1回につき1,000円を加給する。
	前欄に規定する業務に従事する職員で屋外の危険作業に従事した職員（正規の勤務時間を含む）	危険性、困難性を伴う災害等緊急時の業務に従事した場合	8千円	勤務1時間につき 200円（前欄本文で定める額に加給する）
年末年始割増手当	年末年始の期間に勤務した職員	年末年始に勤務を要する業務に従事した場合	12千円	管理者が別に定める額

オ 時間外勤務手当

支給実績 (30年度決算)	6,442	千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	268	千円
支給実績 (29年度決算)	6,153	千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	237	千円

カ その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	配偶者	6,500円	同	—	2,790 千円	279,000 円
	子	10,000円				
	その他の扶養親族	6,500円				
	16歳の年度初めから22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算					
住居手当	借家	家賃月額12,000円を超える者に支給 (最高28,000円)	異	1,000円を加算	2,729 千円	194,929 円
	持家	2,000円 (令和2年3月31日廃止)		2,000円を加算		
通勤手当	交通機関 定期代相当分(限度額 月55,000円)		同	—	2,037 千円	119,806 円
	交通用具					
	2 km以上 5 km未満	2,000 円				
	60 km以上 (最高区分)	31,600 円				
管理職手当	企業管理者	132,000 円	異	区分及び金額	2,885 千円	412,176 円
	部長級	100,000 円				
	次長級	80,000 円				
	課長級	71,000 円				
	副主幹級	50,000 円				
	主査級	40,000 円				

管理職員 特別勤務 手当	下記の職員が勤務を要しない日等に臨時又は緊急の必要により週休日等に3時間を超える勤務した場合、勤務1回につき支給 (1回の勤務が6時間を超える場合は、以下の額に100分の150を乗じて得た額)	同	—	56 千円	56,000 円
	理事級 12,000 円 部長級 10,000 円 次長級 8,000 円 課長級 6,000 円				
	下記の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合	同	—	—	—
	理事級 6,000 円 部長級 5,000 円 次長級 4,000 円 課長級 3,000 円				
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して1時間当たりの給与額の25/100を支給	同	—	—	—
宿日直手当	正規の勤務時間外に本来の勤務に従事しないで行う宿日直勤務に対して支給	同	—	—	—

(IV) 工業用水事業

(1) 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 29年度の総費用に占める職 員給与費比率
平成30年度	千円 273,063	千円 78,175	千円 28,617	% 10.5%	% 9.9

区 分	職員数	給 与 費				1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計	
平成30年度	人 3	千円 12,361	千円 4,354	千円 5,582	千円 22,297	千円 7,432

- (注) 1. 職員手当には、退職給与金を含みません。
2. 職員数は、平成31年3月31日現在の人数です。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊丹市工業用水事業	43.0 歳	373,853 円	626,006 円
市町村平均 (H31.4) (政令指定都市を除く)	43.4 歳	342,449 円	525,827 円

- (注) 1. 基本給は給料・地域手当・扶養手当の合算です。
2. 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊丹市工業用水事業		伊丹市（公営企業以外）	
1人当たり平均支給額 (平成30年度)		1人当たり平均支給額 (平成30年度)	
1,861 千円		1,626 千円	
30年度支給割合		30年度支給割合	
期末手当	勤勉手当	同左	
2.60 月分	1.85 月分		
(1.45) 月分	(0.90) 月分		
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 5~20%		(加算措置の状況) 同左	

- (注) ()内は、再任用職員の支給割合です。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

伊丹市工業用水事業	伊丹市 (公営企業以外)
支給率 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2~20%加算)	同左 その他の加算措置 同左
1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 — —	1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 552 千円 22,551 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した全職種の職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績 (30年度決算)	1,318 千円		
支給対象職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)	439,353 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	10%	3 人	10%

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績 (30年度決算)	28 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)	28,020 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合 (30年度)	33.33%			
手当の種類 (手当数)	8			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給単価
非常作業手当	給水確保のため水道施設等の緊急業務に従事した職員	正常な給水に影響を与える、緊急事態に対応するための復旧作業等に従事した場合	2千円	1件につき 250円
運転手当	給水車（車両重量が2tを超えるものに限る。）の運転業務に従事した職員	給水車（2tに限る）の運転業務に従事した場合	1千円	日額 200円
滞納集金等手当	滞納集金または、停水処分の業務に従事した職員	滞納集金、停水処分の業務に従事した場合	—	1件につき 60円
衛生作業従事手当	下水路の清掃作業または下水道の防疫作業に従事した職員	下水路の清掃作業または下水道の防疫作業に従事した場合	—	日額 600 円 ただし、あらかじめ所属長から指定を受けた作業員が、職務命令により清掃車両の運転および操作業務に従事した場合は、日額300円を加給する。

緊急再出動手当	深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）に緊急出動した職員	深夜の勤務時間外に緊急呼出しを受けた場合	2千円	1回につき 1,680円
	深夜以外の時間帯に緊急出動した職員	深夜以外の勤務時間外に緊急呼出しを受けた場合	7千円	1回につき 1,400円
	深夜に再出動した職員	予め深夜の勤務時間外の決められた時間に出動した場合	9千円	1回につき 840円
	深夜以外の時間帯に再出動した職員	予め深夜以外の勤務時間外の決められた時間に出動した場合	1千円	1回につき 700円
危険物取扱手当	電気取扱主任者	法律により責任者の設置義務があり、浄水場、水源地の電気設備全体の管理業務及び重電気設備の日常点検やトラブルの対応業務	—	月額 1,500円
	有機溶剤取扱業務に1日3時間以上従事した職員	有機溶剤を使用する水質検査、測定、分析等の業務に従事した場合	—	日額 200円
災害対策業務従事手当	正規の勤務時間外に水防指令等に基づいて出動し、災害対策に係る業務に従事した職員	危険性、困難性を伴う災害等緊急時の業務に従事した場合	1千円	勤務1時間につき 200円ただし、正規の勤務時間に引き続き呼出しを受けた場合は、1回につき1,000円を加給する。
	前欄に規定する業務に従事する職員で屋外の危険作業に従事した職員（正規の勤務時間を含む）	危険性、困難性を伴う災害等緊急時の業務に従事した場合	1千円	勤務1時間につき 200円（前欄本文で定める額に加給する）
年末年始割増手当	年末年始の期間に勤務した職員	年末年始に勤務を要する業務に従事した場合	5千円	管理者が別に定める額

オ 時間外勤務手当

支給実績 (30年度決算)	1,647	千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	549	千円
支給実績 (29年度決算)	914	千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	305	千円

カ その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	配偶者	6,500円	同	—	396 千円	198,000 円
	子	10,000円				
	その他の扶養親族	6,500円				
	16歳の年度初めから22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算					
住居手当	借家	家賃月額12,000円を超える者に支給 (最高28,000円)	異	1,000円を加算	408 千円	136,000 円
	持家	2,000円 (令和2年3月31日廃止)		2,000円を加算		
通勤手当	交通機関 定期代相当分(限度額 月55,000円)		同	—	133 千円	44,400 円
	交通用具					
	2 km以上 5 km未満	2,000 円				
	60 km以上 (最高区分)	31,600 円				
管理職手当	企業管理者	132,000 円	異	区分及び金額	424 千円	211,841 円
	部長級	100,000 円				
	次長級	80,000 円				
	課長級	71,000 円				

管理職員 特別勤務 手当	下記の職員が勤務を要しない日等に臨時又は緊急の必要により週休日等に3時間を超える勤務した場合、勤務1回につき支給 (1回の勤務が6時間を超える場合は、以下の額に100分の150を乗じて得た額)	同	—	—	—
	理事級 12,000 円 部長級 10,000 円 次長級 8,000 円 課長級 6,000 円				
	下記の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合	同	—	—	—
	理事級 6,000 円 部長級 5,000 円 次長級 4,000 円 課長級 3,000 円				
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して1時間当たりの給与額の25/100を支給	同	—	—	—
宿日直手当	正規の勤務時間外に本来の勤務に従事しないで行う宿日直勤務に対して支給	同	—	—	—

(V) 病院事業

(1) 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 29年度の総費用に占める職 員給与費比率
平成30年度	千円 12,348,156	千円 406,842	千円 5,900,787	% 47.8%	% 49.1

区 分	職員数	給 与 費				1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計	
平成30年度	人 519	千円 2,285,973	千円 898,027	千円 897,713	千円 4,081,713	千円 7,865

- (注) 1. 職員手当には、退職給与金を含みません。
2. 職員数は、平成31年3月31日現在の人数です。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊丹市病院事業（医師）	45.5 歳	555,282 円	1,131,444 円
伊丹市病院事業（看護師）	40.3 歳	324,049 円	509,998 円
伊丹市病院事業（事務職員）	44.7 歳	361,939 円	564,109 円
市町村平均（医師）	45.0 歳	570,145 円	1,415,659 円
市町村平均（看護師）	39.5 歳	294,102 円	470,977 円
市町村平均（事務職員）	42.9 歳	322,930 円	497,596 円

- (注) 1. 基本給は給料・地域手当・扶養手当の合算です。
2. 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
3. 市町村平均は、平成30年4月時点で政令指定都市を除きます。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊丹市病院事業		伊丹市（公営企業以外）	
1人当たり平均支給額 （平成30年度） 1,743千円		1人当たり平均支給額 （平成30年度） 1,626千円	
30年度支給割合		30年度支給割合	
期末手当	勤勉手当	同左	
2.60月分	1.85月分		
(1.45)月分	(0.90)月分		
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 5～20%		(加算措置の状況) 同左	

(注) ()内は、再任用職員の支給割合です。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

伊丹市病院事業		伊丹市（公営企業以外）	
支給率 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2～20%加算)		同左 その他の加算措置 同左	
1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 1,066千円 16,593千円		1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 552千円 22,551千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した全職種の職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		216,957千円	
支給対象職員1人当たり平均支給年額 （30年度決算）		411,683円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	10%	527人	10%

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		515,600 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		1,254,502 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）		78.1%		
手当の種類（手当数）		17		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給単価
技術指導手当	医療職給料表（二）の適用を受ける主任	技術指導業務	1,662 千円	月額 6,000円
放射線取扱者手当	技師、看護師	診療業務に従事し、放射線を専門に扱う職員	2,148 千円	技師 月額7,000円 看護師 月額2,400円
病理解剖手当	病理解剖に従事した技師	病理解剖	16 千円	日額 1,600円
感染症医療手当	感染症の患者に係る医療に従事した職員	感染症の患者に係る医療業務	0 千円	日額 300円
急患診療手当	医師、その他の職員	宿日直勤務中における急患診療業務	71,370 千円	1当務15,000円 (小児科10,000円/産婦人科60,000円) 夜間変則勤務 1当務36,800円 産婦人科の医師以外の医師が5人以上の急患を診察した場合は、次に掲げる額を1当務の手当の額に加算する。 (夜間変則勤務から引き続いて午前0時15分から翌日の午前9時まで(休日にあつては午前0時から翌日の午前8時45分まで)の間の勤務をした場合は、各勤務の診察人数を合算して算定する。) 急患診察人数 5人～9人10,000円 10人～14人15,000円 15人以上20,000円 産婦人科の医師以外の医師が急患を診察し入院させた場合は、入院患者1人につき5,000円を1当務の手当額
管理当直手当	副主幹、看護師長、副看護師長、主任	救急外来業務及び管理業務	852 千円	月額 4,000円
休日勤務手当	看護師長等	休日における救急外来業務	51 千円	1時間につき 1,800円
待機手当	夜間等の勤務時間外に待機をした職員	夜間等の勤務時間外における待機	8,619 千円	医師 1当務 5,000円 (日直または宿直に同一の診療科の医師がいる場合にあっては、2,500円) その他の職員 1当務 3,500円

緊急再出動手当	夜間等の勤務時間外に病院の敷地以外から呼出しに応じて診療業務に従事した職員（待機をしている間に病院の敷地以外から呼出しに応じて診療業務に従事した職員を除く。）	夜間等の勤務時間外における呼出し	2,413 千円	深夜（午後10時から翌日5時までの間） 医師 10,000円 その他職員 3,000円 深夜以外の時間 医師 8,000円 その他職員 2,500円
手術従事手当	看護師	夜間等の勤務時間外の待機中に呼出しを受けて行った3時間以上の手術	22 千円	1回 250円
特別診療手当	医長以上の医師	夜間等勤務時間外に呼出しを受けて行った2時間以上の診療	68,302 千円	1回 6,400円 2時間を超えた場合は1時間につき3,200円を加算（麻酔科の医師については、診療に従事した場合、1時間につき10,000円）
夜間看護手当	助産師、看護師、准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部または全部が深夜において行われる看護等の業務	73,367 千円	深夜における勤務が2時間以上4時間未満2,900円 深夜における勤務が4時間以上3,300円 深夜における勤務が6時間以上（患者を入院させるための施設において看護等の業務に従事した時に限る）6,200円
夜間診療手当	技師、医師	正規の勤務時間による勤務の一部または全部が深夜において行われる医療等の業務（深夜における勤務時間が4時間以上である場合）	26,278 千円	技師 1回3,300円 医師 1回15,000円 (小児科1回10,000円/産婦人科1回49,700円)
医師特別調整手当	医師	医療職給料表（一）の適用を受けるもの	242,183 千円	管理者、院長 月額 377,000円 副院長 月額 357,000円 診療部長 月額 337,000円 医局長、糖尿病センター長 月額 312,000円 科主任部長、室主任部長 月額 302,000円 科部長、室部長 月額 292,000円 医長 月額 175,700円 副医長 月額 154,700円 医員 月額 126,700円

診療科特別手当	医師	産婦人科主任部長、放射線診断科、放射線治療科、病理診断科、麻酔科に従事する医長以下のもの	3,773 千円	月額 100,000円 (産婦人科主任部長は管理者が定める額)
入院患者診療手当	医師	主治医として入院患者の診療業務に従事した医師で、当該入院患者数の1月における平均が8人を超えるもの	425 千円	当該超える人数1人につき月額5,000円
年末年始割増手当		年末年始の期間に勤務したもの	11,805 千円	管理者が定める額

オ 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	124,589	千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	237	千円
支給実績(29年度決算)	104,646	千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	207	千円

カ その他の手当(平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)
扶養手当	配偶者	6,500円	同	—	49,688 千円	256,122 円
	子	10,000円				
	その他の扶養親族	6,500円				
	16歳の年度初めから22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算					
住居手当	借家	家賃月額12,000円を超える者に支給(最高28,000円)	異	1,000円を加算	44,932 千円	146,837 円
	持家	2,000円(令和2年3月31日廃止)		2,000円を加算		
通勤手当	交通機関	定期代相当分(限度額 月55,000円)	同	—	29,257 千円	66,951 円
	交通用具	2 km以上 5 km未満 2,000 円				
	60 km以上(最高区分)	31,600 円				
管理職手当	企業管理者	132,000 円	異	区分及び金額	100,031 千円	1,041,988 円
	部長級	100,000 円				
	次長級	80,000 円				
	課長級	71,000 円				

<p>管理職員 特別勤務 手当</p>	<p>下記の職員が勤務を要しない日等に臨時又は緊急の必要により週休日等に3時間を超える勤務した場合、勤務1回につき支給 (1回の勤務が6時間を超える場合は、以下の額に100分の150を乗じて得た額)</p> <p>理事級 12,000 円 部長級 10,000 円 次長級 8,000 円 課長級 6,000 円</p>	同	—	213 千円	42,600 円
<p>夜勤手当</p>	<p>正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して1時間当たりの給与額の25/100を支給</p>	同	—	47,457 千円	116,889 円
<p>宿日直 手当</p>	<p>正規の勤務時間外に本来の勤務に従事しないで行う宿日直勤務に対して支給</p>	同	—	12,384 千円	242,831 円

(VI) モーターボート競走事業

(1) 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 29年度の総費用に占める職 員給与費比率
	(A)			(B/A)	
平成30年度	千円 13,152,073	千円 320,288	千円 58,699	% 0.45%	% 0.46

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)	(参考) 市町村平均1人当 り給与費
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)		
平成 30年度	人 8	千円 33,347	千円 10,556	千円 14,796	千円 58,699	千円 7,337	千円 —

- (注) 1. 職員手当には、退職給与金を含みません。
2. 職員数は、平成31年3月31日現在の人数です。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊丹市モーターボート 競走事業	44.9 歳	396,972 円	613,640 円
市町村平均 (政令指定都市を除く)	—	—	—

- (注) 1. 基本給は給料・地域手当・扶養手当の合算です。
2. 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊丹市モーターボート競走事業		伊丹市（公営企業以外）
1人当たり平均支給額 (平成30年度)		1人当たり平均支給額 (平成30年度)
1,850 千円		1,626 千円
30年度支給割合		30年度支給割合
期末手当	勤勉手当	同左
2.60 月分	1.85 月分	
(1.45) 月分	(0.90) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 5~20%		(加算措置の状況) 同左

- (注) ()内は、再任用職員の支給割合です。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

伊丹市モーターボート競走事業	伊丹市（公営企業以外）
支給率 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2 ～20%加算)	同左 その他の加算措置 同左
1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 — —	1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 552 千円 22,551 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した全職種の職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		3,850 千円	
支給対象職員1人当たり平均支給年額 （30年度決算）		481,287 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	10%	8 人	10%

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）	0.0%

オ 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	816 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	408 千円
支給実績（29年度決算）	1,391 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	348 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日給を含みます。

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他の扶養親族 6,500円 16歳の年度初めから22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同	—	912 千円	228,000 円
住居手当	借家 家賃月額12,000円を超える者に支給（最高28,000円）	異	1,000円を加算	516 千円	86,000 円
	持家 2,000円（令和2年3月31日廃止）		2,000円を加算		

通勤手当	交通機関 定期代相当分(限度額 月55,000円) 交通用具 2 km以上 5 km未満 2,000 円 60 km以上 (最高区分) 31,600 円	同	—	475 千円	52,795 円
管理職手当	企業管理者 132,000 円 部長級 100,000 円 次長級 80,000 円 課長級 71,000 円	異	区分及び金額	3,987 千円	664,448 円
管理職員特別勤務手当	下記の職員が勤務を要しない日等に臨時又は緊急の必要により週休日等に3時間を超える勤務した場合、勤務1回につき支給 (1回の勤務が6時間を超える場合は100分の150を加算) 理事級 12,000 円 部長級 10,000 円 次長級 8,000 円 課長級 6,000 円 下記の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合 理事級 6,000 円 部長級 5,000 円 次長級 4,000 円 課長級 3,000 円	同	—	—	—
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して1時間当たりの給与額の25/100を支給	同	—	—	—
宿日直手当	正規の勤務時間外に本来の勤務に従事しないで行う宿日直勤務に対して支給	同	—	—	—